

第6部－第1 子どもの人権の尊重

I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
子ども家庭支援センターの利用者数	68,038人	75,000人	78,000人	80,000人

子ども家庭支援センターに来館する延べ利用者数を示す指標です。子どもの人権を尊重し、子育て中の家庭を支援して、地域や家庭、学校や保育園、学童保育所等とも連携しながら子ども・子育て支援を推進します。

II 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 計画等の策定と推進

(1)「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進	※ ①「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進
(2)「子育て支援ビジョン」「次世代育成支援行動計画」に基づく子ども・子育て施策の推進	※ ①「子育て支援ビジョン」「次世代育成支援行動計画(後期計画)」に基づく子ども・子育て支援施策の推進 (「第6部－第2 子育て支援の充実」参照)
(3)「教育ビジョン2022(仮称)」の策定と推進	◎ ①「教育ビジョン2022(仮称)」の策定と推進 (「第6部－第3 魅力ある教育の推進」参照)

2 子どもへの支援

(1)子どもからの相談体制の充実	◎ ①子ども相談事業の調査・研究 ※ ②子ども相談窓口機能の充実
(2)総合教育相談室事業の充実	※ ①スクールソーシャルワーカーの配置 ※ ②学習指導員派遣事業の充実 (「第6部－第3 魅力ある教育の推進」参照)
(3)子ども・若者支援施策の推進	◎ ①子ども・若者支援の推進 ◎ ②困難を有する子ども・若者への支援体制の構築 ③いじめ・不登校への対応 (「第6部－第3 魅力ある教育の推進」参照)
(4)子ども自身の力を高めるプログラムの普及	◎ ①子ども自身の力を高めるプログラムの普及 (「第1部－第2 平和・人権施策の推進」参照)

3 子どもの育つ環境への支援

(1)子育て相談機能の充実	※ ①子ども家庭支援センターの機能強化 ※ ②子育て相談機能の充実
(2)児童虐待の予防・早期発見	※ ①子どもの虐待予防・早期発見と心のケア ②養育家庭(里親)の普及・啓発
(3)地域の子育て力の向上	◎ ①ファミリー・サポート・センター事業の充実 ◎ ②子育てサポーター等の子育て人財の養成 ◎ ③乳児家庭全戸訪問の実施 ④地域ケア、ほのぼのネットとの連携強化

4 推進体制の整備

(1)子ども家庭支援ネットワークの推進	※ ①関係機関等との連携による施策の充実
---------------------	----------------------

Ⅲ 主要事業

2-(1)-① 子ども相談事業の調査・研究

子どもが抱えている心の悩みや心の発達の問題を大人がどうとらえ、どう解決していくかが大きな課題となっています。時代とともに変化している状況を把握し、子どもが安心して育ち、発達していく環境を保障するために、子ども・子育て新システムの動向も踏まえながら、「三鷹教育・子育て研究所」などの連携により、問題解決の方策について調査・研究し、解決を図ります。

2-(3)-① 子ども・若者支援の推進

2-(3)-② 困難を有する子ども・若者への支援体制の構築

子どもや若者の居場所と社会参加につながる機会を提供します。不登校、ひきこもり状態にある子どもやニート状態に陥る可能性が高い層の中学卒業者、高校中退者等の若年者に対して、相談と具体的な支援につながる体制(ネットワーク)の整備を進めます。学校や総合教育相談室と連携するとともに、市内の大学、NPO法人等と協力して、児童館が「気づき・遊び」から「相談」へとつながる居場所として機能するよう、支援体制を構築します。

3-(3)-① ファミリー・サポート・センター事業の充実

3-(3)-② 子育てサポーター等の子育て人財の養成

気楽に子どもを預け合える環境の整備に向けて、子育てに係る援助会員の育成と援助活動の調整を行うファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。地域の子育てサポートリーダーの育成など、子育て人財を養成し、協働型地域子育て環境の充実を図るとともに、病児対象のサポートや障がい児対応についても検討を進めます。

3-(3)-③ 乳児家庭全戸訪問の実施

概ね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。なお、実施にあたっては、新生児訪問指導事業やはじめての絵本(ブックスタート)事業と連携しながら推進します。

Ⅳ 推進事業

1-(1)-① 「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進

三鷹子ども憲章及び子育て支援ビジョンの理念の実現に向け、子育て支援施策の推進と充実に、地域の子育て支援や児童青少年健全育成を担っている関係機関・団体やNPO法人との連携を図り推進します。

2-(1)-② 子ども相談窓口機能の充実

子ども本人からのSOSや相談等を受けとめるための相談窓口機能として、子ども家庭支援センターや児童館及び総合教育相談室等の関係機関の連携による相談体制の充実を図ります。また、「みがか子育てねっと」を活用したインターネットによる相談事業の充実を図ります。

2-(2)-① スクールソーシャルワーカーの配置

児童・生徒の教育上の課題を解決するため、心の安定とともに、児童・生徒を取り巻く家庭等の環境への働きかけを行うスクールソーシャルワーカーの配置を開始しました。学校における児童・生徒の課題について、福祉・保健・医療等の機関と連携しながら家庭を支援するため、市が学校に配置しているスクールカウンセラーの活用も含めて、計画的に配置します。

3-(1)-① 子ども家庭支援センターの機能強化

3-(1)-② 子育て相談機能の充実

子育て支援の拠点施設としての子ども家庭支援センターにおいて、新たに虐待防止コーディネーターを配置して機能の強化を図り、相談からサービス提供まで包括的に子育て支援サービスを提供します。また、児童館やむらさき子どもひろば等においても、関係機関と連携しながら子育て家庭が抱える問題や悩みなどの相談事業の充実を図るとともに、「みたか子育てねっと」など、インターネットを活用した相談事業の充実を図ります。

3-(2)-① 子どもの虐待予防・早期発見と心のケア

「子ども虐待防止対応マニュアル」等を活用し、虐待の予防、早期発見に努めます。また、関係機関と密接な連携を図るとともに、虐待の問題を家族単位でとらえて相談・支援を行うファミリー・ソーシャルワークの視点に立ち、虐待を受けている子どもへの支援だけではなく、虐待をさせないための、親への支援とサポートを充実するとともに、心のケアに関する事業を推進します。

4-(1)-① 関係機関等との連携による施策の充実

学校、児童館、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関や、NPO、市内大学等の関係団体、カウンセラー等の専門家との連携を図ることにより、子どもの人権の尊重及び成長を支援するための施策の充実を図ります。

V 関連個別計画

- ・子育て支援ビジョン
- ・次世代育成支援行動計画(後期計画)
- ・健康福祉総合計画 2022(仮称)
- ・教育ビジョン 2022(仮称)
- ・教育支援プラン 2022(仮称)